

大阪府健康づくりアワードの表彰に係る審査について（案）

- 1 大阪府健康づくりアワードの概要
別紙資料のとおり。
 - 2 審査、表彰について
 - (1) スケジュール
 - ◇ 一次審査（11月頃実施）：事務局で実施
 - ◇ 二次審査（12月頃実施）：委員で実施
 - ◇ 表彰式（H28年2月頃実施）
 - (2) 審査委員について
 - ◇ 審査委員は6名程度とする。
 - ◇ 委員は健康おおさか21推進府民会議に参画している者のうち、健康づくりについて造詣が深い、学識経験者、地域・職域関係団体等の代表者等で構成する。
 - (3) 審査基準について
審査にあたっては、一定の基準を設けることとする。
 - ① 審査基準（案）
 - <必須項目>
 - ◆ 応募時点で最低3年以上活動を継続している
 - ◆ 過去5年間に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分を受けたことがない
 - ◆ 応募団体の健診（職場健診）の受診状況が自己申告で一定以上*である（職場部門のみ）
（※一定以上：応募団体の健診受診状況等により判断する）
 - ◆ 表彰されるにあたり、社会通念上問題がない
 - <共通審査項目>
 - ◆ 広く浸透している
 - ◆ 先進的な取り組みである
 - ◆ 活動の目標設定が明確である
 - ◆ 活動の内容が具体的である
 - ◆ 総合的にみて活動が優れている
 - ◆ 健康寿命の延伸・健康格差の縮小につながるが見込める
 - <職場部門>
 - ◆ 職場健診の受診率
 - <地域部門>
 - ◆ 子どもから壮年期（働く世代）を対象にしている
- 3 検討事項
 - (1) 審査委員の選定について
 - (2) 審査基準について
 - ◇ 審査基準案について
審査項目、配点、その他 審査の視点 など。
 - ◇ 審査方法について
 - ◇ その他